

福祉避難所設置・運営マニュアル

東 洋 町

令和4年8月
(令和8年4月改訂)

目次

はじめに	1
序章	2
1 自助・共助・公助の役割と連携	2
2 福祉避難所とは	2
第1章 平常時における取り組み	3
1 福祉避難所の対象となる方の把握	3
2 福祉避難所の指定	3
3 福祉避難所の周知	3
4 福祉避難所の施設整備	4
(1) 受け入れスペースの確保	4
5 福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保	4
(1) 物資・器材の確保	4
(2) 支援人材の確保	5
(3) 移送手段の確保	5
6 訓練及び研修会等の実施	5
第2章 災害時における取り組み	6
1 福祉避難所の開設	6
(1) 開設の要請・開設	6
(2) 福祉避難所開設の周知	6
(3) 受け入れ準備	7
(4) 要配慮者等の移送	7
(5) 開設期間	7
2 福祉避難所の運営	8
(1) 福祉避難所担当者の派遣	8
(2) 福祉避難所の運営体制の整備	8
(3) 名簿の作成・管理	8
(4) 人員配置	9
(5) ボランティアの支援要請	10
(6) 食事の提供・食料等の管理	10
(7) 物資の提供・管理	11
(8) 保健・衛生	11

3	福祉避難所における支援の提供	14
	(1) 医療、介護・福祉サービスの提供	14
	(2) 緊急入所・緊急入院	14
4	福祉避難所の閉鎖	15
	(1) 統・廃合	15
	(2) 閉鎖	15
5	費用の積算及び請求	15
	(1) 費用の積算	15
	(2) 請求手続き	16
第3章	その他	17
1	守秘義務の遵守	17
2	福祉避難所等の設置運営に係る訓練等の推進	17
3	意見交換会等の開催	17
4	協定の解除	17
	フロー図	18
	要配慮者トリアージ	19
	様式集	別記

はじめに

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者割合についても、被災住民全体のそれと比較して 2 倍程度に上ったといわれています。

高齢者や障害をもった方々など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難が生じているケースも見られます。

本マニュアルは、災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、町が平常時における体制整備等の取り組みや、災害時における取り組みについて基本的な事項を示しています。

なお、このマニュアルは、今後の避難所体制整備、実際の災害時の事例からの反省を踏まえ、随時柔軟に見直していくこととします。

序章

1 自助・共助・公助の役割と連携

地震や台風等の自然災害（以下「災害」という。）による被害を少なくする社会を実現するには、自身による日常の備えと、地域住民や地域に関する団体等の連携による支援が重要です。

「自らの生命は自らが守る」・・・・・・・・・・【 自助 】

「周りの方との助け合い」・・・・・・・・・・【 共助 】

「行政による公的支援」・・・・・・・・・・【 公助 】

「自助」と「共助」と「公助」が、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、災害に備えた支援体制の整備を図っていくことが重要です。

2 福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者、妊産婦など特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）の滞在を想定して、災害対策基本法に基づいて設置される避難所です。

第1章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる方の把握

福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿や既存資料等により、福祉避難所の対象となる方の概数をできる限り把握します。

【把握すべき対象者】

- 介護保険要介護認定3以上を受けている者
- 人工呼吸器、酸素供給装置の使用、人工透析患者、難病患者等、医療的ケアが必要な者
- 障がい者、認知症高齢者、妊産婦等、一般的な避難所で生活することが困難な者
- 災害時に負傷した者
- その他、全各号に準ずる状態にあり、町長が支援を必要と認めた者

※ 障がいの特性等に応じて、要配慮者が家族等とともに避難することについても配慮する必要がある。

2 福祉避難所の指定

災害発生時等に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者及びその家族等を受け入れるため、災害対策基本法等の基準を踏まえ、耐震・耐火構造、土砂災害特別警戒区域外及びバリアフリー化等に対応し、福祉避難所としての機能を有している町内の施設等を指定します。

指定に当たっては、災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営されるよう、指定する施設（施設管理者等）と調整の上、協定を締結します。

3 福祉避難所の周知

災害発生時に要援護者の支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を広く周知します。

特に、要配慮者及びその家族等、各地区自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

4 福祉避難所の施設整備

施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で必要な施設整備に努めます。

- バリアフリー化（段差解消、スロープ設置、多目的トイレ設置等）
- 冷暖房設備の整備
- 情報提供関連設備の整備
- その他必要と判断される施設整備 など

※ 停電した場合の通信、照明、空調、換気設備及び医療機器等の確保・維持のため、非常用発電機等の整備は重要です。特に、在宅酸素療法が必要な呼吸器機能障がい者など、医療依存度の高い要配慮者を受け入れる場合は、電源の確保が不可欠です。

（１）受け入れスペースの確保

指定福祉避難所の整備にあたって、要配慮者 1 人当たり面積を設定する必要があると判断した場合は、概ね 2～4 m²/人（畳 2 畳程度）を目安として設定します。感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつスペースの検討をします。

《 避難者受け入れ時の留意点 》

- ・ 大規模災害時には、福祉避難所に一般の避難者が避難し、施設管理者が一般の避難者を受け入れざるを得ない事態も想定される。その場合は災害の状況等を踏まえ、市町村と連携し、一般の避難者に対して他の一般避難所へ移動するよう呼びかける等の対応が必要です。
- ・ 災害の状況によっては、被災者の生命を災害から保護するため、緊急措置として本来の受入対象者の避難支援に支障が生じない形で、一時的な受け入れを行うことも考慮します。
- ・ やむを得ず一般の避難者を受け入れる場合は、受け入れ後に一般避難所へ移ってもらう場合がある旨、受け入れ時にあらかじめ周知して了解を得ておく等の工夫が必要です。

5 福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図ります。

- 介護用品、衛生用品、授乳用品等
- 飲料水、配慮者に適した食料（おかゆ食等）
- 車いす、ストーマ用装具、ポータブルトイレ など

※ 介護、処置、器具の洗浄等の際、清潔な水も使用できるようにしておく必要があります。

(2) 支援人材の確保

要配慮者は、災害による生活環境の変化により健康被害を受けやすく、状態が悪化することもあるため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が不可欠であり、支援人材（看護師、保健師、介護福祉士、精神保健福祉士、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等）の早急な確保が特に重要です。専門的な人材の確保に関して、東洋町社会福祉協議会や関係団体・事業者等と災害発生時等に人的支援を得られるように連携を図ります。また、一般ボランティアについて、防災講座の開催や訓練等の実施により、ボランティアの養成に取り組み、災害発生時等における福祉避難所への受入体制を検討します。

支援人材の確保が困難な場合は、県に災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣福祉チーム(DWAT)を要請し、派遣された場合は当該チームと連携を図ります。

(3) 移送手段の確保

指定一般避難所等の一般の避難所内の要配慮者スペース等で対応が困難になった要配慮者を指定福祉避難所への移送、あるいは指定福祉避難所から緊急に入所施設等への移送に関して、要配慮者等の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関等と協議・検討します。

6 訓練及び研修会等の実施

町は、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、社会福祉施設、行政職員等の幅広い関係者が参加し、要配慮者支援対策に関する訓練及び研修会等を実施します。

第2章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

(1) 開設の要請・開設

町は、福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、施設の被害状況や受入体制等を確認したうえで、開設及び受け入れの可否について協議し決定します。その後、福祉避難所の準備の指示を行い、避難者の受け入れ可能な施設に対して福祉避難所の開設要請を行います。

福祉避難所において収容定員が不足する場合は、一般避難所内の要配慮者スペースの活用、指定福祉避難所として指定していない社会福祉施設等に受け入れの依頼、又、公的宿泊施設や旅館、ホテル等の借り上げ等を行います。

ア 情報の収集

■ 福祉避難所の被害状況・受け入れ状況の確認

町災害対策本部は、各福祉避難所の施設の被害状況及び福祉避難所の開設の可否を無線機や電話等を活用し把握します。各福祉避難所の施設管理者は、福祉避難所の開設及び受け入れの可否についての状況を報告します。

■ 受け入れ可能人数の把握

一般避難所の福祉避難スペースの開設状況、福祉避難所へ移送しなければならない配慮者及び移送方法の把握をします。

イ 福祉避難所の開設

■ 開設福祉避難所の選定・要請

移送要請及び福祉避難所の被害状況等を考慮し、町災害対策本部は開設する福祉避難所を決定します。当該施設に開設要請を行います。

(2) 福祉避難所開設の周知

町災害対策本部は、福祉避難所開設の報告を受けた場合は、各避難所にその旨通知するとともに、在宅避難をしている要配慮者及びその家族等、地域住民等へも開設時期・場所を周知します。

(3) 受け入れ準備

町は、指定福祉避難所を開設する場合には、施設管理者等とともに施設の安全性を確認し、協力して福祉避難所を開設します。必要に応じて職員を派遣し、福祉避難所での受入体制を整え、整い次第対象者を受け入れます。

■ ライフラインの確認

福祉避難所では、電気や水の利用状況を早急に確認します。
(利用できなければ早急に確保が必要です。)

■ 物資・資器材の確認・要請

受け入れ人数や受け入れ者の状態像から必要な物資、資器材の備蓄状況を確認し、不足しているものがあれば、施設は速やかに町へ要請します。

■ スペースの確保

受け入れ人数などから必要と考えられるスペースを確保します。その際、プライバシーの保護に配慮する必要があります。要配慮者等の状態によりさらに広いスペースが必要な場合や、同じ障がいの方をなるべく近くに配置するなどの配慮が必要な場合があります。

(4) 要配慮者等の移送

要配慮者の一般避難所等から指定避難所への移送については、要配慮者及びその家族等、又は支援者による実施を原則とする。これらが困難な場合は、町及び地域の支援により移送します。町は、必要により施設に対して移送の協力を要請することができる。施設へ移送の要請を行う場合は、あらかじめ連絡のうえ、町からファクシミリ等により移送要請をします。

(5) 開設期間

災害救助法では、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内と基準が定められています。ただし、災害の状況等により開設期間が長期化することがあります。期間の延長等変更が必要になった場合は、町災害対策本部と協議のうえ、適時、期間を変更します。

2 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所担当者の派遣

町は、指定福祉避難所を開設したときは、必要に応じて担当職員を派遣します。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図ります。

指定一般避難所等と同一の敷地内の指定福祉避難所については、指定福祉避難所担当職員を派遣し、管理運営を行います。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備

管理運営にあたっては、当該施設の利用者の処遇に支障が生じることや、施設運営を阻害することのないよう配慮します。24 時間対応が必要な場合も考えられるため、交代要員を確保します。

ア 福祉避難所担当職員

■ 福祉避難所の開設

- 福祉避難所の開設要請後、直ちに担当する福祉避難所へ参集し、施設職員等と協力し、受け入れ等を行います。
- 受付場所及び部屋の使用区分に関して施設管理者等と協力して決定し、必要に応じて、備蓄品（パーテーション・簡易ベッド等）を設置します。

■ 福祉避難所の運営

- 避難者名簿の作成及び各種書類の管理
- 避難者の支援
- 避難者に家族等がいる場合は、支援を依頼するとともに、できる範囲で運営への協力を依頼
- 災害対策本部への連絡や施設との調整、食料・物資等支援要請など、災害対策本部と福祉避難所を結ぶ連絡調整

(3) 名簿の作成・管理

福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握し、福祉避難所を円滑に運営するために、避難者の受け入れ後、早急に「避難者名簿」の作成し、随時更新します。

「避難者名簿」は、災害の規模や緊急度合い等により、個人情報が入り不足である場合は、避難者本人から聞き取り等を行い作成します。

■ 避難者名簿の管理

- 避難者が退所する場合は、「福祉避難所退所届（様式 8）」を用い、移動先を確認して記録します。
- 避難者名簿の整理・集計は毎日行い、「福祉避難所 状況報告書（様式 9）」に集計結果を記入し、福祉避難所から災害対策本部へ報告します。
- 避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、使用に関しては本人の同意を得る。取り扱い・保管に注意します。
- 避難者が公開を望まない場合を除き、住所、氏名等については、福祉避難所内に提示するとともに、ほかから問い合わせがあった場合に原則公表します。

（４）人員配置

町は、県と連携し、指定福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、指定福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置を行います。

医療的ケアが必要な要配慮者等が避難する指定福祉避難所には、看護師等の医療的ケアが可能な人材を配置します。

福祉避難所は 24 時間対応が必要な場合も考えられるため、交代要員を確保します。そのため、施設管理者や福祉関係者、避難支援者等の協力を得て、要配慮者の支援に従事する方の確保に努めます。

必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム等を含め、専門的人材やボランティア等の人員を要請します。

■ 避難している要配慮者の食事、おむつの交換等を行う介助員等

■ 日常生活上の支援や心のケア、相談支援等を行う生活相談員等

- 概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員等の配置をします

※ 生活相談員については、看護師又は介護福祉士等の専門職に資格を有する者が望ましいとされていますが、特に資格は必要とされていません。

- 職員による配置体制が難しい場合は、賃金職員を雇い上げることができ、雇い上げにあたり生じた実費は町に請求することができます。

(5) ボランティアの支援要請

福祉避難所の運営状況から、通常業務において職員に不足が生じる場合は、町災害対策本部を通じて、東洋町ボランティアセンター（東洋町社会福祉協議会内）や県に対して「ボランティア派遣要請申請書（様式 10）」により、必要な派遣人数や期間について要請します。

なお、受け入れ状況等については、「ボランティア等支援者受け入れ名簿（様式 12）」に記載し、報告します。

支援の必要がなくなった場合は、福祉避難所担当職員を通じて町災害対策本部や東洋町ボランティアセンター（東洋町社会福祉協議会内）に報告を行います。

(6) 食事の提供・食料等の管理

食事の提供は、公平性の確保に最大限配慮し、要配慮者からの特別な要望については、可能な限り個別に対応するよう努めます。

食料等に不足が生じる恐れがある場合、福祉避難所担当職員は、不足する食料等及び数量を取りまとめ、「食料関係供給依頼調査票（様式 13）」に記入し、町災害対策本部へ要請します。

町は、要請に応じ、町備蓄物資や他都市からの援助物資、協定業者からの流通物資等による調達を行います。

- 食事療法を必要とする、食物アレルギーのある要配慮者について必ず確認し、配慮します。
- やわらかい食事、栄養を考慮するなど、要配慮者の状態に応じた給食方法を念頭におく必要があります。
- 通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がされている場合は、施設で食料を調達し、調理して避難者に提供することを検討します。
- 搬送された食料等については、「物資管理簿（様式 15）」を作成し、管理を行います。
- 必要な数量等を的確に把握し、余剰を発生させないように注意します。
- 食中毒などの感染症が発生しないよう、手洗いの励行、施設の消毒等に注意します。

(7) 物資の提供・管理

限られた物資を有効に活かすよう最大限配慮し、公平性を保ちつつ可能な限り個々の要望、状態を考慮し対応するよう努めます。

物資等に不足がある場合、福祉避難所担当職員は、内容及び数量を取りまとめ、「物資供給依頼調査票（様式 14-①）」、「福祉用具（主に高齢者用）に関する物資依頼書（様式 14-②）」に記入し、町災害対策本部へ要請します。

町は、要請に応じ、町の備蓄物資や救援物資、協定業者からの流通物資等による調達を行います。

- 搬送された物資等については、「物資管理簿（様式 15）」を作成し、管理を行います
- 必要な数量等を的確に把握し、余剰を発生させないように注意します。
- 施設は、あらかじめ福祉避難所の開設に必要な物資等は、町から寄託を受けますが、毛布等の物資で避難者に提供できるものがある場合は、可能な限り提供を行います。
- 通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がされている場合は、施設で物資等を調達し、避難者に提供することを検討します。施設で物資等を調達する場合は、福祉避難所担当職員を通じて災害対策本部と協議を行います。
- 施設で物資等を独自に調達した場合は、その実費を、町に請求します。

(8) 保健・衛生

ア トイレに関する対応

要配慮者の状態により、特別な配慮（オストメイト対応、おむつ交換室等）をする場合は、そのことについて、ほかの避難者に理解と協力を求める必要があります。

仮設トイレの汲み取りは、状況を見て早めに要請します。

■ 必要に応じて、仮設トイレを設置

可能な限り男性用と女性用を分ける等、要配慮者が利用しやすく、又、プライバシーが確保される設置場所とするよう配慮します。

■ 福祉避難所内へ周知

トイレの使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレにそれぞれ貼り出し周知します。

■ 毎日の衛生管理

施設内トイレ・仮設トイレの清掃、トイレットペーパーや手洗い消毒液の補充・点検等の衛生管理を行います。

イ ごみ・清掃に関する対応

施設管理者及びボランティアの支援を設け、ごみ・清掃対策を実施します。

■ ごみ集積場所の指定

- 施設管理者と協議の上、ごみ集積場所を指定し、貼り紙等により周知します。
- ごみ集積所は、近隣に配慮し、直射日光が当たらない場所を選び、定期的に消毒を実施します。
- 可燃ごみ、不燃ごみは分別し、所定の場所へ整然と捨てるようルールを設定し、周知徹底を図ります。

ウ 防疫に関する対応

施設管理者及びボランティアの支援を設け、防疫対策を実施します。食中毒や風邪等の感染症が流行しないように、避難者の協力を得てごみ処理や防疫に注意します。風邪や下痢等体調を崩している避難者の有無を把握し、感染症発生の疑いがある場合は、早急に町災害対策本部に報告します。

町災害対策本部は、自衛隊や福祉事業者等の協力により、入浴設備が確保できた場合には、入浴設備を福祉避難所に搬送します。

■ 手洗い、うがいを励行し、手洗い場に消毒液を配置

■ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯等の生活用水を確保する必要があります。

■ 風呂の利用について周知

- 施設内の風呂、シャワー等の入浴設備が使用できる場合には、入浴設備の使用上の注意事項を含め、周知します。
- 施設内に入浴設備がない場合、又は、使用できない場合については、町災害対策本部に入浴ができないことを連絡します。
- 入浴ができない場合でも、病気や感染症予防等のため、清拭や可能な限り手足等の部分的な入浴を行うようにします。

■ 食中毒の予防

- 衛生確保の観点から食器はできるだけ使い捨てタイプを追求
- 配給食は必要以上に保管しないようにし、配った食品は早めに食べるよう呼びかけるとともに、残ったものは回収します。

■ 要配慮者の健康管理

- 季節や天候、時間帯によっては、急に温度が変化するなど、熱中症や低体温症にならないよう、こまめな水分補給や服装などにも注意します。
- さまざまなストレスやトイレ介助への遠慮等から、水分をとる量が減りがちになる。そのような状態で長時間座っていると、血行不良により、血栓等ができるエコノミークラス症候群になりやすくなるため、定期的に体を動かし、十分に水分を取るよう働きかけます。
- 身体を動かすことが減り、筋力の低下や関節が硬くなり動けなくなる生活不活発病にならないよう、身の回りの自分でできることはなるべく自分で行う等、積極的に身体を動かすように働きかけます。
- 避難所は多くの人が入り出すため雑音が多いなど、認知症高齢者等にとって不安な環境になりがちで、症状が進行しやすくなります。場所や声かけなどストレスを与えず、かつ、できるだけ普段の生活環境・リズムで生活できるよう配慮する必要があります。

3 福祉避難所における支援の提供

令和6年1月の能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、令和7年7月に災害対策基本法・災害救助法が改正され、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されました。

町は、福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な医療、福祉サービスを提供します。

(1) 医療、介護・福祉サービスの提供

要配慮者の多くは、災害発生前から日常的に医療や介護、福祉サービスを受けていると考えられます。災害時は身体的、精神的負担が増大し、病状・状態が悪化する可能性があります。災害後も継続的にサービスを受けることができるよう配慮します。

福祉避難所においては、医療や福祉サービスが必要な方を把握し、町災害対策本部や関係機関等と連携し、必要な支援が途切れることなく提供されるように配慮します。

■ 福祉サービスの提供範囲

- 災害時要配慮者に関する情報の把握
- 災害時要配慮者からの相談対応
- 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- 災害時要配慮者の避難所への誘導
- 福祉避難所の設置

(災害救助法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く)

(2) 緊急入所・緊急入院

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所、指定福祉避難所での生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急短期入所等、適切な対応を図る必要があります。

身体状況等の悪化により、医療処置、治療等が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送します。

4 福祉避難所の閉鎖

(1) 統・廃合

町災害対策本部は、福祉避難所の開設が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

統廃合を実施する場合は、避難している要配慮者及びその家族等に理解と協力を求めるため、十分に説明します。

(2) 閉鎖

町災害対策本部は、ライフラインの復旧、事業所等の営業再開、応急仮設住宅の建設等により、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合、福祉避難所の閉鎖を決定します。

避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解消します。

5 費用の積算及び請求

(1) 費用の積算

町の要請により福祉避難所を開設した場合には、福祉避難所の設置・運営にかかった費用は協定に基づき町が負担します。

【対象となる費用について】

ア 福祉避難所の開設・運営に要した職員の人件費について

- 福祉避難所の開設運営及び避難者対応、介助を行うために出勤した職員の時間外勤務手当
 - 介助員・宿直者勤務表（様式 22）
- 福祉避難所の設置運営のために臨時的に雇い上げた職員の人件費
- 食事の調理に要する人件費
- 時間外勤務手当の1時間当たりの単価の上限額は、年度ごとに定めるものとしします。

イ 避難者及び介護者に提供した食費について

食事は、町の備蓄食料や避難者が持参した食料を使用することを基本としますが、次に掲げる費用も対象とし、施設の単価料金表に基づいて費用算定を行います。

- 施設で用意した食事を提供した場合の食料費
食事の提供に要した主食、副食及び燃料等の実費は、町へ請求することができます。
- 特別食（とろみ剤や経管栄養剤）の購入（補充）費用

ウ 避難所の運営に要した消耗品等について

町の備蓄品や避難者が持参した物品を使用することを基本としますが、次に掲げる費用も対象とし、施設の単価料金表に基づいて費用算定を行います。

- 施設で用意したおむつや尿とりパッド等の消耗品の購入（補充）費用
- 避難者及び介助者等が使用した布団や毛布等のリネン費用
- 避難者及び介助者等への対応に専ら使用した物品等の購入（補充）費用

エ 福祉避難所の運営に要した電話代、光熱水費等について

- 単価に避難対象者数を乗じた金額
- 開設2日目以降は、実際に避難した避難者数を乗じた金額

（2）請求手続き

町への費用の請求にあたり、「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出（別記様式第1号）」を請求書及び領収書等と併せて提出します。

- 請求書の様式については、原則として町の請求書を使用します。
- 福祉避難所の開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出（別記様式第1号）」をもって、町に対し費用の請求を行うことができます。

第3章 その他

1 守秘義務の遵守

福祉避難所等の設置運営にあたっては守秘義務が課せられ、要配慮者等の情報をほかに漏らしてはなりません。これは、福祉避難所等を閉鎖した後も同様です。

避難者についての問い合わせ等の対応は、町が行いますので、疑義が生じた場合は、その都度、福祉避難所担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡し指示を仰いでください。

- 外部からの電話の問い合わせによる呼び出しは、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とします。

2 福祉避難所等の設置運営に係る訓練等の推進

災害が発生した時、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（以下「本協定」という。）」等に基づき、福祉避難所等の設置運営が円滑に実施されるよう、地域の防災訓練等と併せて、平常時から災害時における対応についての訓練を実施しておくことが必要です。訓練を通じて、体制や本協定及びマニュアル等の検証を行いながら、その改善・充実を図るものとしてします。

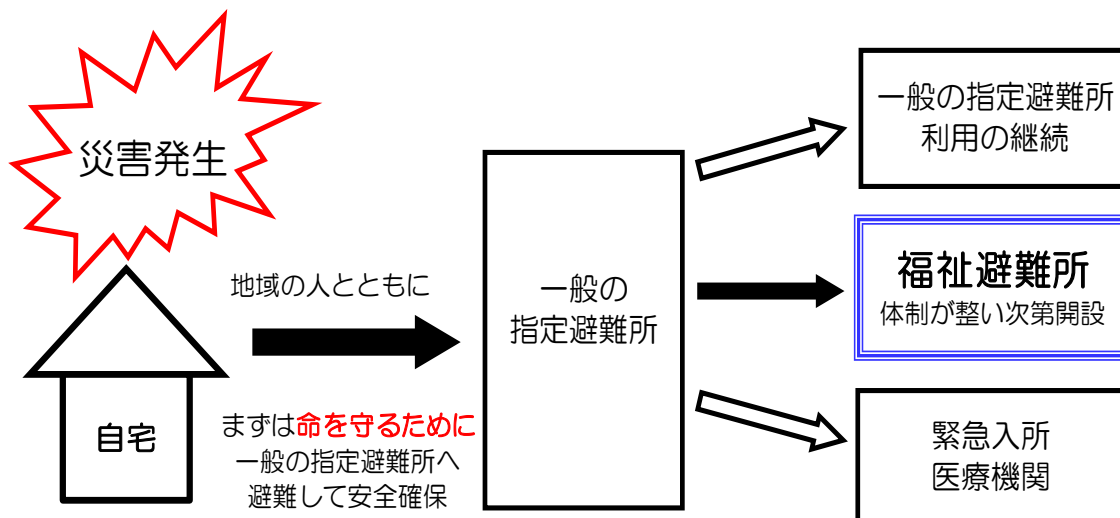
3 意見交換会等の開催

必要に応じて、本協定及びマニュアルの実施に係る意見交換会を開催し、適時、見直し等を行うものとしてします。

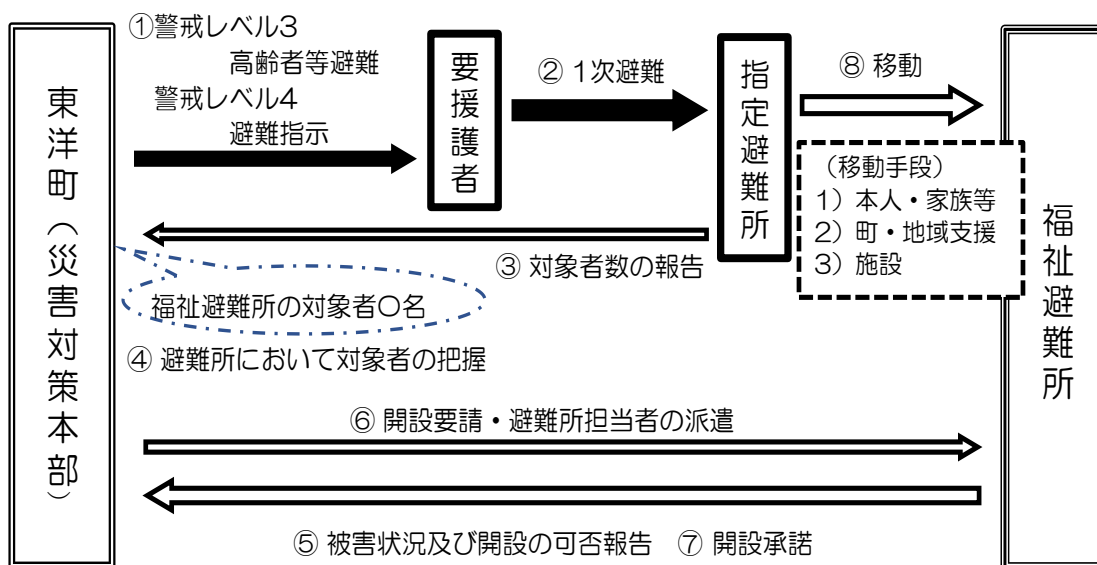
4 協定の解除

本協定の有効期間は原則として1年ですが、解除の申し出がないときは自動延長されます。協定を解除しようとするときは、書面にて意思表示を行ってください。

福祉避難所への避難の流れ（フロー図）



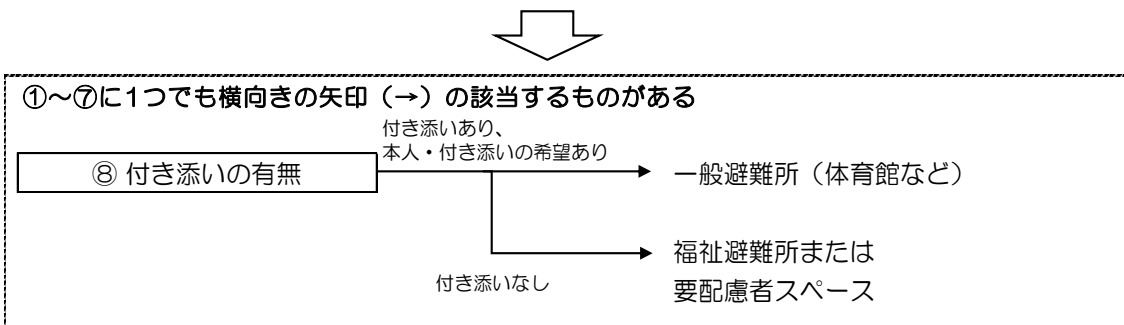
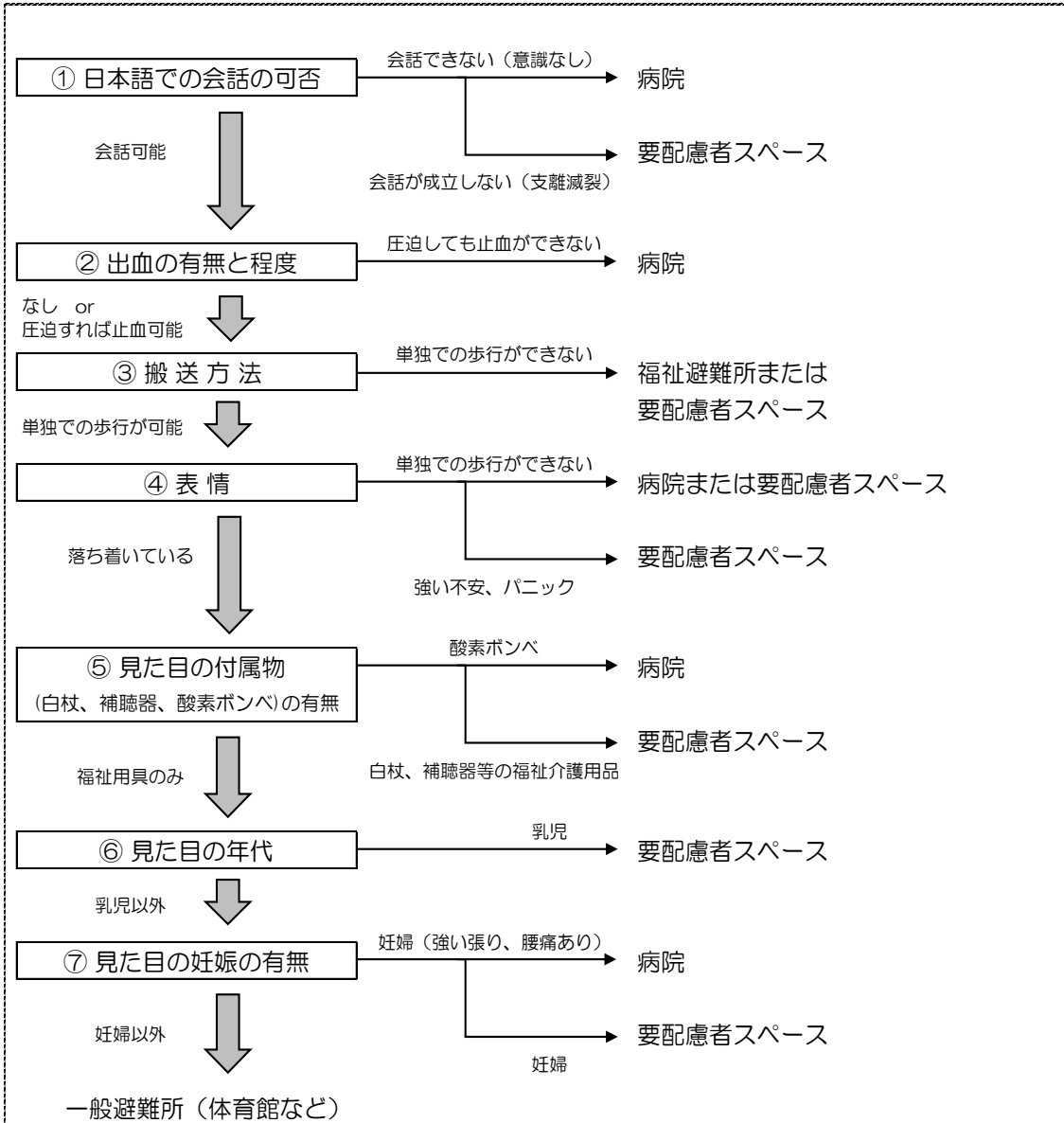
福祉避難所等開設までの流れ（フロー図）



東洋町災害対策本部 TEL：0887-29-3880 29-3881		
東洋町	総務課	TEL：0887-29-3111
	住民課	TEL：0887-29-3394
		FAX：0887-29-3813
東洋町社会福祉協議会		TEL：0887-29-3144
		FAX：0887-29-3145

要配慮者トリアージ

避難所で、要配慮者スペース、福祉避難所、病院等への移送が必要な被災者を判断する指標の例



※福祉避難所に避難する場合について、事務局にて下線を引いた。

資料：小原真理子他「災害時における要援護者トリアージの開発」文部科学省科学研究費基盤研究(B)研究成果報告書、平成26年3月P.127を編集